

## 議案第 1 号

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 3 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

### 提案理由

地方自治法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 54 号）の公布に伴い、引用条項の移動による町関係条例の所要の改正を行うため提案するものである。

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備  
に関する条例

(おいらせ町監査委員条例の一部改正)

第1条 おいらせ町監査委員条例（平成18年おいらせ町条例第22号）  
の一部を次のように改正する。

第4条中「法第243条の2第3項」を「法第243条の2の2第  
3項」に改める。

第9条中「法第243条の2第3項」を「法第243条の2の2第  
3項」に改める。

(おいらせ町病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 おいらせ町病院事業の設置等に関する条例（平成18年おいら  
せ町条例第147号）の一部を次のように改正する。

第5条中「法第243条の2第8項」を「法第243条の2の2第  
8項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。